

高齢者元気度アップ・ポイント事業について

本事業は高齢者の健康づくりや社会参加を促進し、健康維持や介護予防への取り組みを図ることを目的としています。対象となる活動に参加するとポイントシールがもらえ、貯まったポイントは大崎町商工会の商品券に交換できます。

■ 対象者

大崎町に居住する65歳以上の方

■ 対象事業

| ポイント数 | 対象活動 |
|--------------------------|------------------|
| 各5ポイント | 認知症サポーター養成講座 |
| 1回2ポイント (各事業上限15ポイント) | ①ふれあい・いきいきサロン |
| | ②いきいきクラブ |
| | ③マスターズプロジェクト推進事業 |
| | ④音薬体操 |

※複数の活動に参加可能。

■ 対象期間

令和8年4月1日から令和9年1月31日

■ 活動参加登録

申請書を保健福祉課介護福祉係(⑥番窓口)または野方支所へ提出。ポイントカードが発行されます。

上記に記載されている対象活動①から④については、代表者が各自の申請書を取りまとめて介護福祉係に提出することもできます。

■ ポイントの交換

活動実績に応じてシールを交付します。5ポイントから500円の商品券1枚に交換。各事業ごとの上限は15ポイントで、年間の交換上限は30ポイントとなります。

【ポイント交換例】…10ポイント(1,000円分の商品券)

27ポイント(2,500円分の商品券)

※500円単位で交換し、端数は切り捨て

※介護保険料の未納・滞納がある場合、商品券は交付できません。

※残ったポイントは次年度に繰越できません。



令和8年度からの変更点

- ・今回から、町の集団健診はポイント付与対象外です。